

平成 31（令和元）年度 杉田保育園事業計画書

1, 杉田保育園運営状況

(1) 施設運営の法的根拠

社会福祉事業法第 2 条第 3 項による第 2 種社会福祉事業であり、児童福祉法第 35 条第 3 項による児童福祉施設として認可申請を受けている。

運営にあたっては、児童福祉法施行条例、横浜市子ども・子育て支援法施行条例(平成 26 年条例第 48 号)及びその他関係法令等を遵守するものとする。

(2) 施設の目的

児童福祉法の規定により「児童が心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」（児童福祉法第 1 条）を掲げ、子ども・子育て支援法の規定に基づき、入所する子ども及びその保護者に対して適切な保育・教育を提供することを目的とする。

(3) 入所園児実績

定員 70 名

平成 31 年度 入所一覧

月	1～2 歳児	3 歳児	4 歳児以上	計
4 月	23	14	34	71
5 月	23	14	34	71
6 月	23	14	34	71
7 月	23	14	34	71
8 月	23	14	34	71
9 月	23	14	32	69
10 月	21	14	32	67
11 月	23	14	32	69
12 月	23	14	32	69
1 月	23	14	32	69
2 月	23	14	32	69
3 月	23	14	32	69
計	274	168	394	840

入所率 99.5%

2, 保育の内容と形態

(1) 保育理念・保育目標・保育方針

《 保育理念 》

「感謝」「謙虚」「共感」

《 保育目標 》

- ・よく遊び、夢に向かって生きる子ども
- ・豊かな感性をもち、人や自然、物を大切にする子ども
- ・自分で考え、行動できる子ども

《 保育方針 》

- ・人権に配慮し、一人ひとりの人格を尊重した保育を行う。
- ・子どもの発達に応じた人、物、場等の環境を構成し、工夫して保育を行う
- ・専門性や保育園の特性を生かし、保護者、地域への子育て支援を行う。

(2) 保育を提供する時間及び日

教育・保育等を提供する時間及び日を次の通りに行った。

・保育時間

保育必要量の区分	対象時間
保育標準時間	7時30分から18時30分までの範囲内
保育短時間	8時30分から16時30分までの範囲内

・時間外保育

保育必要量	対象時間
保育標準時間	(1) 7時から7時30分まで (2) 18時30分から20時までの範囲内
保育短時間	(1) 7時から8時30分までの範囲内 (2) 16時30分から20時までの範囲内

時間外保育利用園児実績数（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
園児数	177	173	154	125	90	137	171	164	165	144	112	83	1695

・保育提供日

月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律に定める休日及び
12月29日から翌年1月3日までを除く)

(3) その他保育

・障がい児保育

障がい児を受け入れ、発達の遅れやそれぞれの障がいを理解し、保護者や横浜市こども青少年局子育て支援課・地域療育センター・児童相談所等の療育機関や専門の医療機関との連携をとりながら保育、支援を行った。

障がい児保育実績人数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
園児数	6	6	6	6	6	6	5	5	5	5	8	8	72

・一時保育促進事業

断続的・短期間就労等の就労形態の多様化に伴う一時的な非定型的保育、保護者の傷病、看護等による緊急時保育、さらには育児に伴う心理的・肉体的負担を解消する私的理理由等決定された一時保育を行った。

(保育時間) 8:30～16:30

(対象児童の年齢) 1歳から就学前まで

一時保育利用児実績数

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
非定型	0	18	30	31	27	30	35	32	31	30	29	8	301
緊急	0	2	2	8	0	2	0	0	3	0	0	0	17
私的	0	2	4	5	8	4	5	3	3	1	2	2	39
合計	0	22	36	44	35	36	40	35	37	31	31	10	357

(4)保育の内容

年 齢 区 分	領 域
1 歳 から 2 歳 未 満	生活・遊び
2 歳 児	生活・遊び・人間関係
3 歳 児以上	健康・人間関係・環境・言葉・表現

- ・ 1歳児は担当制とし、年間保育計画・月・週案、月ごとの個人記録をつけて一人ひとりの発達に合わせた保育を行う。又、日々保護者と連絡帳を交換し合い、家庭との連携を密にとっていった。
- ・ 2歳児は、年間指導計画、月案、週案を作成し、月ごとの個人記録をつけている。基本的な生活習慣の自立を援助し、一人ひとりの発達に合わせた保育を行っていく。又、3歳になるまでは必要に応じて保護者と連絡帳や口頭にて連携を取り合っていた。
- ・ 幼児は年齢別活動を生活の主体とし、各担任が年間保育計画、月案、週案を作成する。また、遊びを通して「幼児期の終わりまでに育ててほしい姿(10の姿)」を意識した保育内容を工夫し、心身ともに成長できるよう、適切な援助を行っていく。保育内容や発達に応じて異年齢活動も実施していった。

(5)ディリープログラム

1・2歳児	時 間	3・4・5歳児
順次登園・視診 遊び	7:00	順次登園・視診 遊び
午前のおやつ 遊び(戸外・室内)	9:15 9:40	遊び(戸外・室内)
食事(1歳児)	11:00	

食事（2歳児）	11：30	絵本
食後順次午睡	12：30	食事 食後順次午睡
目覚め・排泄・おやつ	14：30	目覚め・排泄・おやつ
絵本・歌		絵本・歌
遊び（室内・戸外）	15：30	遊び（室内・戸外）
順次降園		順次降園
閉園	20：00	閉園

3, 杉田保育園の特徴

(ア) 年齢別クラス編成

1歳児、2歳児クラスは保育担当制を取り入れ、年齢別保育を行った。

3, 4, 5歳児も各年齢の活動を行い、互いの能力を認め合い育ち合っていた。

(イ) 異年齢（3・4・5歳児）活動

子ども同士で育ち合う環境として、異年齢が日常生活を一緒に過ごし、助け合い(いたわり)、模倣し合い、憧れや尊敬の気持ちを抱き、より良い成長、発達ができることをねらいとしていった。

(ウ) 安定した生活リズム

毎日の生活が規則正しく繰り返される日課の経験は、子どもの生活リズムを安定させる。一日の活動に見通しをもたせ、自発的に行動し、意欲的に取り組む力が身につくように心掛け、環境を整えている。

(エ) 一人ひとりを大切にする保育

子どもにとって「第二の家庭」となるよう、保育環境に配慮し、一人ひとりの人格を尊重し、丁寧な保育を心掛け、信頼関係を育てていった。

食事や午睡場所は、家庭同様、自分の場所が決まっていることでより安心感を与え、見通しを持った行動ができる家庭的で温かい雰囲気づくりを常に心掛けていった。

(オ) おもちゃ・絵本のある環境

子どもが自分で好きな遊びを選べるよう、発達に合わせた良質な玩具を用意し、落ち着いて遊べる室内環境を心掛けている。構成遊びやルールのある遊び、模倣遊び等を通して自分を十分発揮し、集中して取り組めるような環境づくりを心掛けていった。

毎日絵本の読み聞かせを行い、美しい日本語や言葉遊び、物語の世界を楽しみ、情緒豊かに育つよう、発達段階や季節、行事に合わせた様々な絵本を選んでいった。

(カ) 自然と触れあう保育

戸外遊びを毎日の日課に取り入れ、四季の自然、土・水・草・虫等に触れる機会をつくり楽しんでいた。特に、夏には泥んこ遊び、水・プール遊びも

盛んに行い、虫探しや自然観察も楽しんでいた。四季を問わず、近くの公園や他の様々な公園で自然探索や戸外遊びを存分に行っていた。

(キ) 栽培活動

一年を通して、栽培活動を楽しんでいた。自然に触れることから豊かな感性の育成となり、草花や野菜の生長を身近に感じ、命を育てる実感を持つことを大切にしていた。

(ク) 食育

現在を最もよく生き、かつ、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことが食育の目標であった。このため、楽しく食べる子どもに成長していくことを期待しつつ、食事のマナーを伝え、食材の興味関心を育む取り組みを工夫していった。

4, 給 食

(ア) 給食の意義

給食は、食育という保育の重要な一部門であり、幼児の心身の成長発達と健康の保持増進に必要な食物を供給するとともに、給食を通して望ましい生活習慣を身に着け、栄養や衛生の知識を伝え、また幼児の家庭や地域社会の食生活の合理化にも重要な役割を果たす意義を持った。

(イ) 給食の区分

1～2 歳児食、3～5 歳児食、食物アレルギー児食に分類して、年齢に適した調理によって給食を行った。アレルギー児に対し、毎月保護者・園長・栄養士・担任の4者で除去確認の面談を実施した。

(ウ) 給食形態

全園児、「ご飯」「パン」「麺」を含む完全給食とした。

3 歳児以上については、毎月副食代を徴収し提供した。

自園献立を作成し調理しており、行事にちなんだメニューも工夫し、「行事食」として提供している。

午後のおやつは手作りを心掛け、長時間保育を考慮し、腹もちの良いものを基本としている。

食育指導計画を作成しており、保育計画に取り入れていった。

5, 避難訓練及び消火訓練の年間計画

消防法に則り、防火管理者（園長）の指揮の下、自衛消防隊を組織し、乳幼児の生命を守り、安全対策を行った。

各種災害等の避難訓練及び消火訓練を行うことにより、各々の状況で臨機応変に判断し、避難誘導等の適切な対応ができるようにした。

月	災害想定	ねらい	配慮点	避難先
4	24日・地震	<ul style="list-style-type: none"> 避難時の約束を知る。 避難時の職員の動き、各所連絡方法を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各クラス避難についての話をする。 職員は園内の消化器設置場所を確認する。 非常時持ち出し袋の確認をする。 	各クラス
5	21日・地震	<ul style="list-style-type: none"> 地震の際の避難の仕方を知る。 防災頭巾の使い方を知る 	<ul style="list-style-type: none"> 実際に訓練を行い、避難時の動きを再度確認する。 	園庭
6	21日・火災 (調理室)	<ul style="list-style-type: none"> 火災の際の避難の仕方を知る。 安全な場所に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全な場所に集まる。 消火器の置き場所や使用方法を確認し、初期消火の訓練を行う。 	広場
7	9日・地震 (外遊びまたはプール中)	<ul style="list-style-type: none"> 戸外遊び中の時間帯での地震に落ち着いて避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 戸外遊び中のクラスの子どもの把握と、園舎内に残っている子どもの把握をしっかり行う。 	広場
8	2日・火災 (中倉庫)	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の指示を聞いて、担任が不在でも落ち着いて行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 夕方の時間帯での対応を確認する。 迎への保護者に参加してもらう。 	園庭
9	5日・地震からの火災訓練 (引き取り訓練)	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の指示を聞き、一時避難場所まで歩く。 ベルを鳴らす。 	<ul style="list-style-type: none"> 人数確認後、杉田大谷第三公園（団地の公園）へと避難する。 引き取り訓練を行う。 非常食の確認。 	一時避難場所
10	10日・地震からのがけ崩れ	<ul style="list-style-type: none"> がけ崩れを想定し、安全な避難ルート、避難先を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難先へのルートを確認する。 階段を安全に降りられるよう配慮する。 	第三公園
11	13日 緊急地震速報に伴う防災訓練	<ul style="list-style-type: none"> 保育士の指示を聞き、安全な場所に速やかに避難する。 (担当はレジメ作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 登園時の人数確認を確実にを行う。 人数確認後、広場、小田小学校へと避難する。 	地域 防災拠点
12	20日・地震から火災 (調理室)	<ul style="list-style-type: none"> 消防署による指導を受ける。 (担当はレジメ作成) 	<ul style="list-style-type: none"> 職員は消火訓練の指導を受ける。 子ども達の消防への関心を高める。 	広場
1	23日・火災 (事務室)	<ul style="list-style-type: none"> ベルの合図と保育士の指示を聞き、速やかに避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園庭避難口を通過して避難する。 避難経路が事務室から離れたルートになることを知らせる。 	広場
2	20日・火災 (正門)	<ul style="list-style-type: none"> ベルの合図と保育士の指示を聞き、迅速で安全に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火を行う。 広場への門を通過して避難する。 	広場
3	24日・地震	<ul style="list-style-type: none"> 地震の揺れが治まるまで待ち安全に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 園長不在時の役割分担を確認する。 	広場

6, 職員研修・会議等の計画

(1) 職員の資質と職務能力を高め、乳幼児保育の向上を図り、自己研鑽に努めるよう次の研修を積極的に行った。

・園内研修

乳幼児の保育に関するテーマを定め、それに沿って研修を行った。

月	回数	研修内容	研修出席者
7	4	嘔吐処理について	全員
8	4	手作り玩具	全員
10	5	手作り玩具	全員

・園外研修

横浜市主催・横浜市私立保育所連合会、全国社会福祉協議会、全国私立保育園連盟等が実施する各種研修会に参加した。

・外部講師招聘による研修の実施。

月	日	研修内容	主催
6	2	合同防犯研修	磯子区
6	19	グループワーク研修 「気になる子どもの援助の仕方」	磯子区
7	9		
8	28		
9	17		
6	24	幼保小交流事業	磯子区
6	24	法人園長研修	法人
7	3	公開保育・東滝頭保育園	磯子区
7	5	多文化共生研修	磯子区
7	17	法人園長研修	法人
9	5	危機管理研修	磯子区
9	18	リスクマネジメント	横浜市
9	19	公開保育・滝頭保育園	磯子区
10	1	法人研修	法人
10	8	公開保育・屏風ヶ浦はるかぜ保育園	磯子区
10	18	自閉症スペクトラム障害の理解	横浜市
10	31	乳児食講習会	横浜市
11	6	幼保小連携研修	磯子区
11	11	インクルージョンを考える	横浜市
11	14	わらべうた研修	磯子区
12	3	子どもの感性とアート	私保連
12	17	主任保育士交流会	磯子区
12	17	磯子区虐待防止専門研修	磯子区

(2) 会議の計画

各種会議を行い、職員間の連携を図り報告、連絡、相談の徹底を図った。

会議内容は会議録に記入し、全職員に回覧、周知した。

会議内容	日時	参加者
保育会議	毎月第1木曜日 20時～21時半	園長・主任・保育士
職員会議	毎月第4木曜日 20時～21時半	園長・主任・保育士・栄養士
リーダー会議	適宜（月1回以上）	園長・主任・各クラスリーダー
乳児・幼児会議	適宜（月1回以上）	各クラス保育士
研修会議	適宜（月1回程度）	園長・主任・保育士

7. 年間行事予定

月	行 事	月	行 事
4月	1日入園を祝う会	10月	19日運動会・交通安全教室・防犯訓練
5月	1日子どもの日お楽しみ会・29日防犯訓練 内科検診・クラス懇談（毎週木曜日実施）	11月	14日芋ほり会・内科検診・8日園外保育 個人懇談
6月	歯科検診・27日防犯訓練・13日プール開き	12月	12日消防署来訪指導・25日クリスマスお楽しみ会
7月	5日七夕お楽しみ会・梅ジュースを飲む会 17日すぎた夏まつり	1月	8日お正月遊びの会・16日歯科検診 クラス懇談・ミニミニ発表会（毎週金曜日）
8月	23日プールじまい	2月	3日節分集会・小学校訪問・クラス懇談・ ミニミニ発表会（毎週金曜日）
9月		3月	3日ひな祭り集会・10日お別れ会・新一年生遠足 14日卒園式・27日進級を祝う会

- ★ 毎月、避難訓練・身体測定を実施した。
- ★ 防災訓練・防犯訓練を2か月に一度実施した。
- ★ お誕生日は、一人ひとりの誕生日当日にクラス毎でお祝いし、全園児でも月に一回「誕生を祝う会」を行った。
- ★ 個人懇談（試食会）は保護者の希望に合わせて、随時行った。
- ★ 地域との交流・・・七夕集会・梅ジュースを飲む会・お正月遊びの会に招待し、交流を楽しんだ。